

令和2年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会会議録

- 1 日時 令和2年11月27日（金）13：30～15：00
- 2 場所 新居浜市役所コミュニティー防災センター（旧消防庁舎4F）
- 3 出席者 委員 大橋 靖彦 委員 本多 知里 委員 坂上 玲子
 委員 住友 裕美 委員 明智 美香 委員 黒川 由美
 委員 秋月 伸一 委員 土岐 智恵美 委員 北中 律子
 委員 吉村 卓代 委員 三木 由紀子 委員 山本 豪
 委員 山本 晴美
- 欠席者 委員 竹本 幸司 委員 田窪 小夜 委員 児島 万代光
 委員 鎌倉 荘一 委員 佐野 公星
- 事務局 福祉部次長兼地域福祉課長 古川 哲久
 副課長 村上 美香、副課長 宮武 信、係長 尾崎 千穂
- 4 傍聴者 0名
- 5 協議題 (1) 新居浜市第3期障がい者計画ほかの策定について
 (2) その他

(事務局)	<p>定刻が参りましたので、ただいまから、令和2年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会を開催いたします。会議に先立ちまして、課長からご挨拶申し上げるべきところですが、現在別の会議に出席しておりまして、終わり次第こちらへ参る予定となっております。ご了承ください。</p> <p>それでは、本日の会議の出席状況についてご報告をいたします。本日、新居浜市医師会の竹本委員、東予地方局健康増進課の田窪委員、県立新居浜特別支援学校の児島委員、新居浜公共職業安定所の佐野委員、新居浜市中心身障害者（児）団体連合会の鎌倉委員、が欠席されています。委員数18名に対し、出席委員13名となり、自立支援協議会設置要綱第5条第2項の会議の成立要件である過半数の出席を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事に移ります。議事の進行は、住友委員長にお願いいたします。</p>
-------	--

<p>(議 長)</p>	<p>委員の皆様には大変お忙しい中、令和2年度第3回新居浜市障がい者自立支援協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。事前に障がい者福祉計画についての素案がお手元に届いていたかと思います。限られた時間ではありますけれども、計画の素案について有意義な議論ができればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、</p> <p>(1) 新居浜市第3期障がい者計画ほかの策定について</p> <p>(2) その他 となっております。</p> <p>議事が円滑に進行できますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。それでは、まず本日の議題(1)新居浜市第3期障がい者計画ほかの策定について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>議題(1)について説明いたします。資料を事前にお配りしておりまして、本日追加分は机の上に置かせていただきました。今日資料をお持ちでない方はいらっしゃいませんか。</p> <p>それでは説明させていただきます。本日も働きようせいに参加いただいております。よろしくお願いいたします。前回の会議では、この計画を立てるにあたって、こういう指針をもとに作っていき、次回に素案を提出させていただくということになっておりました。前回は枠の説明をしていただいておりますので、今回、中身が入ったものが提出されておりますので、内容について計画ごとに説明させていただきます。まず、前回のおさらいのような説明をしていただいた後に計画ごとにご説明いただき、皆様からご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(ぎょうせい)</p>	<p>よろしくお願いいたします。まず目次を見ていただきたいと思います。目次は全部で5部構成になっております。まず第1部は総論ということで、前回の会議の時に基本的な考え方をお示しましたが、そういったところを網羅しております。アンケート調査については、第3章実態調査のところを概略を説明いたしまして、この中から抜粋して必要なところをピックアップしていきます。事業所につきましては、現在ほぼ集計は終わっておりますが、今回精査しておりますので次回の最終的な素案に載せていく予定です。第2部が障がい者計画ということで、第3期の障がい者計画について掲載させていただいております。第3部が障がい福祉計画第6期分についての説明となっております。第4部が障がい児福祉計画第2期、第5部が計画の達成状況の点検及び評価となっております。いわゆるPDC Aに絡むところです。そういったところで整理させていただこうと考えています。</p> <p>まず総論のところですが、ここは割愛させていただきます</p> <p>38ページをお開きください。第3期障がい者計画です。基本理念は、現在の第2期障がい者福祉計画の基本理念を引き継いでいるものでございます。9ページ</p>

をお開きください。基本理念は、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現となっており、共生社会の実現というのは、今は障がい福祉では欠かせないキーワードとなっていますので、引き続き踏襲していくということでございます。さらに同時進行で新居浜市地域福祉計画2021を策定しております、その基本方針とも整合性をとるところを精査していただいております。この中で4つの基本目標を設けてあるのですが、特に基本目標3のところ、人がつながり、ともに支え合うまちというところで、地域共生社会を実現できるという形で整理をしております。ここで方針的に少し拾っていかうかというところでございます。そのうえで38ページに体系があるのですが、基本理念、基本目標、個別分野、施策の方向とあります。このうち基本目標についてはもう少し精査があるのですが、私どもが申し上げた4つの基本目標がベースとなります。少しわかりやすい「まちづくり」という表現で付け加えて提案させていただいております。その内訳として個別分野で、地域生活の支援、保健・医療の推進、情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実、教育の振興、雇用・就業、経済的自立の支援、安全・安心な生活環境、防災・防犯対策の推進、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、文化芸術活動・スポーツ等の振興、行政等における配慮の充実といったところが柱としてあがっております。そのうえで、39ページ以降から具体的施策の方向ということで書いてあります。すべて読み上げますと大変な時間がかかりますので、だいたいの構成と施策、事業のポイントを読み上げていきたいと思っております。

まず、39ページ1地域生活の支援ということで基本的な考え方だけ読ませていただきます。自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制づくりを推進します。また、障がいのある人の地域移行を一層推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。さらに、障がいのある人及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に着実に取り組みます、となっております。中身の施策として、まず一つは相談支援体制の充実というところで、具体的施策としましては、相談支援員の資質向上、相談窓口の強化となっております。

続いて2つ目の柱として地域移行支援、在宅サービス等の充実、具体的施策としてグループホームの整備促進、障がい福祉サービスの充実と言ったところをあげております。

続いて41ページ、3つ目の柱ですが、障がい児支援充実となっております。

施策としては、児童発達支援の推進、放課後等デイサービスの推進、障がい児タイムケア事業と言ったところが大きな柱となっております。

続いて2保健・医療の推進ですが、基本的な考え方としては、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を行います。一つ目の施策として保健・医療の充実となっております。具体的には次のページ、健康診査や各種検診の充実、障がい者の健康づくり、母子健康手帳の交付、妊婦訪問・妊婦相談、乳児全戸・育児支援訪問といったところがあげられております。

続きまして2つ目の施策といたしまして、障がいの早期発見・治療と原因となる疾病の予防となっております。具体的には、健康診査や各種検診の充実、経過観察児フォローアップ事業といったところがあげられております。

45ページをお開きください。難病・高次脳機能障がいに関する施策の充実となっております。現状と課題につきましては現在担当の方で整理しておりまして、素案の段階ではあげていきたいと考えておりますが、何かご意見ありましたら伺いたいと考えております。具体的施策としましては、難病特別対策推進事業における保健所との連携ということをあげさせていただいております。4つ目、精神保健・医療施策の充実となっております。具体的施策としては、精神障がい者リハビリテーション、精神保健活動の推進といったところがあげられております。

続いて47ページ、3情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実です。基本的な考え方、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がいのある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障がいのある人が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。あわせて、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります、といったところでございます。具体的な施策としましては、情報提供と情報保障、意思疎通支援というところがあげられております。

続きまして49ページをお開きください。4教育の振興となっております。基本的な考え方としては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることができるようにするとともに、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障がいのある学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めます、となっております。具体的な施策といたしましては、障がい児保育の充実、特別支援教育の充実、教職員の資質の向上といったところがあげられます。

続きまして51ページをお開きください。5雇用・就業、経済的自立の支援となっております。基本的な考え方は、障がいのある人が地域で質の高い自立した生

活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保に努めます。また、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図るよう事業所に働きかけます。さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立を支援します、といったところがございます。具体的施策としては、総合的な就労支援、障害者雇用の促進、経済的自立の支援といったところをあげさせていただきます。

続きまして53ページをお開きください。6 安全・安心な生活環境、基本的考え方としましては、障がい人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、安全に安心して生活できる住環境の整備、移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある人に配慮したまちづくりに努め、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上に努めます、となっております。具体的施策としましては、ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー化の推進、居住支援機能の整備、グループホームへの支援、自ら助けを求めることが難しい人への支援、といったところをあげさせていただきます。

続きまして55ページ、7 防災・防犯対策の推進となっております。基本的考え方は、障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します、といったところがございます。具体的施策といたしまして、災害時支援体制の充実、犯罪被害の防止と早期発見、消費者トラブルの防止と早期発見といったところをあげております。

続きまして、57ページをお開きください。8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止となっております。基本的考え方は、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を行います。事業者や市民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施します。障がい者虐待の防止をするとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進します、といたしております。具体的な施策として、障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の推進、成年後見制度の周知、といったところがございます。

続きまして59ページ、9 文化芸術活動・スポーツの振興ということで、基本

	<p>的考え方は、障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。また、レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。さらに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めます、となっております。具体的施策としては、スポーツ活動の充実、レクリエーションの充実、文化芸術活動の充実といったところをあげております。</p> <p>最後ですが、61ページ、10行政等における配慮の充実、基本的考え方は、障がいのある人がその権利を円滑に行使できるよう、様々な手続きにおいて必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいがある人への理解の促進に努めます、となっております。具体的施策として、障害がある人への理解の促進と合理的配慮の推進といったところをあげさせていただいております。</p> <p>以上が、障がい者計画の素案のたたきになります。まだ、事務局と調整しないといけない部分もあるのですが、これを見られてお感じになられること、ご意見等ございましたらいただきたいと思い説明させていただきました。</p>
(議長)	<p>ご説明ありがとうございます。これより委員の皆様から、ご意見、ご質問をいただきたいと思えます。ただいまご説明いただきましたお手元の資料、障がい者計画61ページまでで何かご質問やご意見がありましたらお願いします。</p>
(委員)	<p>細かなことで恐縮なのですが、24ページ表中の文字が左寄せになっていたり、センタリングになっていたりばらばらになっています。あと、53ページの基本的考え方の部分で、障がいのある人とご説明いただいたのですが、主語は、障がいのある人で統一されるということですか。</p>
(ぎょうせい)	<p>主語は障がいのある人で統一します。</p>
(議長)	<p>他、ご意見ご質問はありませんか。</p>
(委員)	<p>7ページ、自閉症スペクトラム症となっておりますが、自閉スペクトラム症でしょうか。いろいろな言い方がありますが、最近では、自閉スペクトラム症という言い方になっていますが、用語説明の部分も含めて揃えた方がいいと思えます。</p>
(ぎょうせい)	<p>そのようにします。</p>
(委員)	<p>それと、44ページ、障がいの早期発見・治療の原因となる疾病の予防の、下の表の部分、経過観察児フォローアップ事業、早期支援体制を構築していきます</p>

	<p>というところですが、早期支援をしていこうとするときに、早期発見には診断がすごく大切になってくるかと思います。医療機関等との連携により早期発見、診断があって、早期支援体制及び保護者に対する相談支援体制が必要になってくるかと思います。その辺の内容を整理していただけたらと思います。</p>
(事務局)	<p>ただいま委員さんからご意見をいただいたのですが、具体的にこういう記載にしたらというあたり、後で詰めさせていただければと思います。</p>
(委員)	<p>こういった計画では、障がい者の「がい」の部分が漢字の場合と平仮名の場合が併用されていることがよくあるのですが、なぜ漢字と平仮名が併用されているの課の根拠を文章で示していただければわかりやすいのかと思います。</p>
(事務局)	<p>最初に標記して、こういった形で書きますという入れ方をするのか、それとも前回の計画でもありましたように、巻末に用語集という形で記載するという方法があります。</p>
(ぎょうせい)	<p>市町で違いますが、一番多いのは、目次の一番下に記載するという方法です。</p>
(議長)	<p>そのあたり、またご検討お願いします。</p>
(委員)	<p>5 ページ、国・県計画との関連というところの右下部分が、第 2 次元気プラン新居浜とあるのですが、正式名用は第 2 次元気プラン新居浜 21 ですので訂正していただければと思います。続いて 11 ページ、障がい者手帳所持者数の動向の棒グラフ、令和 2 年度の部分ですが、すべての割合を足すと 100.1%となるのですが、これでよろしいのでしょうか。続いて 23 ページ中段の 0～5 歳児の自動発達支援利用状況の表の中、医療型児童発達支援・福祉型児童発達支援とあるのですが、これについても用語解説は入るのでしょうか。続いて 25 ページ下段の部分で、障がい者就業・生活支援センターの状況の登録者人数についてお伺いします。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他、登録者合計とあるのですが、これは、重複はないのでしょうか。以上です。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。ただいま質問いただいた、元気プラン新居浜 21 は訂正していただくということで。続いて、グラフの合計が 100%を超えるという点はいかがでしょう。</p>
(委員)	<p>実数を足すと 100%ならないのですが、どこかを調整して 100%になるように作為的に調整を行います。それだけご了解いただければと思います。</p>
(議長)	<p>23 ページ、医療型児童発達支援・福祉型児童発達支援について用語解説は入る</p>

	かどうかについてはいかがでしょうか。
(事務局)	新居浜市は医療型児童発達支援がありませんので、利用者実績が0になっております。今後新居浜で医療型をすることになるのかどうか、国の制度上はありますが手を付ける予定もないがこの計画に載せていくのか、それとも手を付ける選択肢はあり得るから載せていく、というところを整理させていただきたいと思います。用語集に載せるか載せないかについても、合わせて整理します。
(ぎょうせい)	補足をさせていただきます。89 ページをお開きください。ここだけではないのですが、サービスについては実施内容を掲載する予定にしておりますので、そこで整理をさせていただきたいと考えております。
(議 長)	今後、他の文言についても整理をしていくということでもよろしく申し上げます。続いて、障がい者就業・生活支援センターの状況の登録者数が実数かどうかについてですが、委員さんの中に、エールの職員がおりますので、そちらからご説明いただいでよろしいでしょうか。
(委 員)	登録については障がい者手帳の種類で登録しておりまして、重複して手帳を持たれている方もおられます。その場合は主たる症状の方で登録しております。ですので、登録者数は実人員ということになります。
(議 長)	その他ご意見ございましたらお願いします。無いようですので、私の方から申し上げます。40 ページ、相談窓口の強化の下に、※印付きの部分については、これから検討して詰めていくということでしょうか。
(事務局)	そのとおりです。
(議 長)	46 ページ、精神障がい者リハビリテーションの事業内容の部分、精神保健相談により精神障がいの早期発見・早期治療からリハビリテーションとなっているのですが、この精神障がいの部分については精神疾患となるのではないかと思うのですが。疾患があった全員が精神障がい者になるわけではないので。
(事務局)	訂正します。
(議 長)	他にありませんか。無いようですので、事務局から何か補足等ありませんか。
(事務局)	補足ではないのですが、最初にお配りした資料でご説明していなかったものについて説明させていただきます。今日お配りした資料をご覧ください。前回の自

	<p>立支援協議会の中で委員長よりご質問のあった、アンケート調査対象者の障がいごとの内訳を教えてくださいという質問がございましたが、その時ちょうど資料がございませんでしたので、今回資料をお配りいたしております。アンケートをお送りした人数については表の右側部分にあります。2,000人の内、手帳ごとに、障がい者（18歳以上）については、身体障がい者の方が1,317人、知的障がい者の方が238人、精神障がい者の方が249人となっております。あと、追加という項目で1名お送りしておりますが、これは、手帳を持たれていない方で難病患者の方になります。これで合計1,805人となっております。障がい児（18歳未満）についても資料に入れておりますので、ご確認いただければと思います。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。その他60ページまでのところでご意見等ございましたらお願いします。</p>
	<p>無いようでしたら、63ページ、障がい福祉計画についてご説明をお願いします。</p>
(ぎょうせい)	<p>63ページをお開きください。障がい福祉計画第6期です。ここは、国の指針となっております。中身は細かく読み上げませんが、この基本方針につきましては、前回の会議の時に基本的考え方ということで資料をお渡ししております。それがここに入っております。全部で10あるのですが、国の方で基本指針の若干の言葉の訂正等がありましたので、その都度ご説明いたします。</p> <p>一つ目は、地域における生活の維持及び継続の推進となっております。2つ目は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、3つ目は福祉施設から一般就労への移行等、4つ目は「地域共生社会」の実現に向けた取組、5つ目は発達障がい等支援の一層の充実、6つ目は障がい児通所支援等の地域支援体制の整備、7つ目は障害者による文化芸術活動の推進となっております。最新の資料を見ますと、障がい者の社会参加を支える取組というような形で総括されているようです。続いて8つ目、障がい福祉サービスの質の確保となっておりますが、これにつきましても微妙に変わっておりまして、障がい福祉サービス等の質の向上という形で文言の修正が行われております。以下、福祉人材の確保、相談支援体制の充実強化、障がい児通所支援体制の教育施設との連携となっております。これを踏まえまして67ページに、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方を載せております。1番目が必要な訪問系サービスの保障、2番目が希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障、3番目がグループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実、4番目が福祉施設から一般就労への移行等の推進、5番目が強度行動障害や高次機能障害を有する加害者に対する支援体制の充実、6番目が依存症対策の推進といったところが大きな柱としてあげられております。その上で、令和5年度の目標値としては、68ページにいくつかあげられております。</p>

1つ目は、福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、考え方としましては、当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することを基本とする。当該目標値の設定に当たっては、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする、という定義となっております。現在県とのやり取りを行っておりまして、決まり次第最終素案には載せていきたいと考えております。今日は、こういう数字が必要だということを読み上げたいと考えております。

2つ目、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築で、1精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、2精神病床における1年以上長期入院患者数、3精神病床における早期退院率といったところを示されております。

続いて69ページですが、地域生活拠点等における機能の充実ということで、「地域生活支援拠点等における機能の充実」を記載するということになっております。指針としましては、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする、となっております。

続いて、4福祉施設から一般就労への移行等ということで、就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。鐘楼継続支援A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すこととする、となっております。

5相談体制の充実強化等については、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとなっております。

最後に6障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築ということでいくつかあげられているのですが、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援診査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有といったところをあげさせていただいております。

70ページ以降は、障がい福祉サービス及び指定相談支援の見込量及び確保方策ということで、サービスごとの整備方針を決めていきます。まず第1節で、訪問系サービス、サービスの種類はそこに書いてあるとおりでございます。これに対しまして71ページ、サービスの現状としまして過去3年間、令和2年度まで

(2年度については見込み) 数字を固めて、それに基づきまして令和3年から3年間のサービスの見込量を決めていくということです。ここは、現在県との調整の中で今までの推移・実績を見ながら決めていくという考えでおります。下に書いておりますが、基本指針による見込量の考え方については、現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する、ということでございます。

続きまして72ページをお開きください。日中活動系サービスはここにあるとおりでございます、生活介護から短期入所までのところでございます。73ページ、サービスの現状を書いているのですが、サービスの利用状況をみると、就労移行支援A型はほぼ見込みどおりですが、それ以外は見込量を下回っています、といった傾向が見えます。これに基づいて見込量を定めるということになります。74ページには日中活動系サービス量の見込みの考え方を書いてありますので、これに従って整備をしていく形にしております。75ページ、居住系サービスです。自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援でございます、サービスの利用状況を見ると、施設入所支援は見込みどおりですが、それ以外は下回っています。見込量算出の考え方については、76ページに載せております。77ページ、相談支援となっております。サービスの種類につきましては、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があるわけですが、実績を見ますと、計画相談支援は見込み量を上回っているという状況でございます。これに基づきまして、78ページ、見込み量を考えていくということになります。ここにある考え方に沿って整理をしていくということになります。79ページ、地域生活支援事業の充実ということで、実施事業としては、理解促進研修・啓発事業から始まりまして、81ページ更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業までがあげられております。サービス見込量とそのサービス確保のための方策といたしましては、82ページにありますように、地域支援事業は細かく分かれていることから見込量の推計が難しいところがありますが、これまでの実績を考慮しながら事業を進めていくことにしています。ここが一番難しいのですが、過去の推移を見ながら算出していくということになります。

皆さんご存知のとおり、この障がい福祉計画というのは数字的な整備なので、ご意見等なかなか難しいとは思いますが、直接関わっている委員さんから見て何かご意見がございましたら伺いたいと思っております。簡単でございますが以上です。

(議長)

ありがとうございました。ただいま65ページ以降についてご説明いただきましたが、ご意見ご質問ありましたらお願いします。

(委 員)	79ページの成年後見制度利用事業の事業内容についてです。この中で「本人の代理人」となっている部分ですが、「本人の法定代理人」というように訂正したほうが良いと思います。あと、このページ以降フォントがバラバラになっているように見受けられるので、フォントを統一した方が良いと思います。
(事務局)	そのように訂正します。
(議 長)	他にありませんか。
(委 員)	82ページ第2節、地域支援事業の利用状況についてなのですが、基幹相談支援センターの施地位の有無ですが、令和2年度が有となっていますが、まだ設置されていない状況です。
(事務局)	訂正します。
(議 長)	少し整理をしたいと思います。今後の目標数値を出していくということですが、61ページから説明のあったものは、どのくらいの数値を目標に考えましょうという国の方針ですね。それに対して、今度具体的に新居浜市としてそれぞれのサービスの見込量や目標数値が出てくるということですね。そのあたりが次回の自立支援協議会の時にある程度の数値が出てくるのであろうということですがけれども、この委員さんの中には、自立支援協議会の下部組織である各部会の委員となっている方もおられます。各部会において、これまでの実績の評価、目標数値を出していくにあたって、各部会で議論等を行った上で自立支援協議会へ持ってくるというような作業はしなくてもいいのでしょうか。
(事務局)	今議長が言われたことを各部会で議論していただいております。各部会において開催状況が違いますけど、例えばはたらく部会においては、過去3年間の状況をそれぞれの事業タイプごとに検討し、今後の見込みを協議しております。本日素案で、サービス量の見込み及び見込みに基づいた方策等が準備できておれば、各部会からの意見をお伺いしたかったのですが、今後、見込量とその確保のための方策について載せていくことが、今回からパブリックコメントまでの作業となりますので、その中で各部会の内容についてはぎょうせいさんにお示ししていきます。また、事務局とぎょうせいさんとの間で表現も含めて細かい訂正等を進めていくこととなりますので、その中で反映していきたいと思います。本日も報告がありましたら、検討内容についてご報告だけいただけたらと思います。具体的に計画の中に落とし込んでいく作業については、ぎょうせいさんと調整させていただけたらと思っております。

<p>(議 長)</p>	<p>ありがとうございました。ただいま事務局から説明があったように、各部会から見込量等の数値についてご意見を出していただければ計画へ反映されていきますので、12月中に各部会・各団体から事務局へ報告をいただけたらと思います。</p> <p>もう一点確認なのですが、愛媛県の方でも福祉計画が、愛媛県自立支援協議会で検討されているのでしょうか。県との目標数値等の連携というのはどうなっているのでしょうか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>愛媛県は、障がい者計画が昨年度策定されております。県の自立支援協議会でも、各市計画策定の年となっていますので、成果目標等については現状の数値を先月中間報告として県へ提出しております。各市の状況についても県から届いております。それを見ますと各市バラバラの状況ではあります。この中間報告値についてもぎょうせいさんへ情報提供して、ぎょうせいさんからは今までの実績から見込量を出していただいて、その辺について今後すり合わせをしていく必要があると思っております。県でまとめた各市の状況であるとか、国の指針を受けた国のチェックを受けて数値を入れていくことになろうかと思っております。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>他にご意見ございましたらおねがいします。他にご意見が無いようですので、第2期障がい児福祉計画についてご説明をお願いします。</p>
<p>(ぎょうせい)</p>	<p>第4部障がい児福祉計画でございます。87ページお開きください。第1章基本的な考え方です。障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方というのがあるのですが、読み上げます。障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援します。障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります、といったところをあげております。88ページをお開きください。障がい福祉計画と同じように令和5年度の4つの目標数値があげられております。</p> <p>一つ目は児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実というところでございます。児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少な</p>

くとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。また、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

2つ目は、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築となっております。聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

3つ目は、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保となっております。重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

4つ目は、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置となっております。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない、という目標が言われております。

89ページからは、サービスごとの概要、サービスの現状、利用状況があつてそのための確保方策決めていくという流れです。これが90ページまで続きまして、91ページに見込量の考え方を載せております。一例を申し上げますと、児童発達支援の場合、地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する、という方針が出ております。こういったものを踏まえながら見込量を決めてくださいということです。92ページをお開きください。障がい児相談支援、サービスの現状は令和2年までは見込み量を上回る利用が見込まれていますという状況です。これを踏まえまして将来的な見込みを決めていくという流れとなります。以上が第2期障がい児福祉計画の考え方でございます。先ほどの障がい福祉計画と同様に今後の量的な詰めをやっていくということでございます。何か補足等ございましたらいただきたいと思っております。

<p>(議 長)</p>	<p>ありがとうございました。ただいまご説明いただきました障がい児福祉計画についてご意見ご質問ございましたらお願いします。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>医療的ケア児の部会で検討した内容について報告します。計画書素案でいいますと88ページです。医療的ケア児につきましては、国から義務的に明示されているのが、協議の場の設置及びコーディネーターの配置というこの2点となります。医療的ケア児の部会で協議した内容といたしましては、医療的ケア児の部会があるということで協議の場は設置されている、そして、役割が国の書かれているとおりに果たしているかは別として、コーディネーターについても複数配置済みであるということで、国の指針に書かれているものについてはクリア済みとなっております。ただ、医療的ケア児の部会で話をした内容の中では、国の指針の中に短期入所の役割、ニーズについて検討していくということになっております。特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備という中で、重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実という項目がありまして、その中に短期入所の役割・あり方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要である、というような項目があります。今、医療的ケア児の部会で活動している内容について、今後新居浜市における必要性の検討を進めていくという内容で、計画に組み込んでいこうという話になっています。それからもう一つ、現在医療的ケア児の部会で活動している中心というのが、災害時等や家庭内で保護者に何らかの緊急事態が生じたときの子供への支援を、どのように継続できるかという点です。簡単に言うと、電源が必要な機械を持ってでないと避難できない子供に、電源が提供できる、停電にならない場所を避難所として提供できるか、親が急に遠方に行かなければならなくなった時に、医療的ケアを必要なタイミングで支援し続けられるような預かり方ができるのかということが、最も必要になってくるということで、その体制をどう作っていくかの検討を進めております。このあたりが、国の基本指針ではあまり深く触れられていない中で、部会ではその議論を進めているというところでもあります。障がい者計画の中で災害時の対応のページもありましたが、そこの関連も含めまして、医療的ケア児の部会で進めている現在の活動についても、何らかの記載をしていきたいと話し合いがされておりますので、今後、ぎょうせいさんと、どういう盛り込み方ができるか調整していきたいと思っております。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>ご報告ありがとうございました。ただ今のように、それぞれの部会や連絡会で、現状や課題を整理していただいて、明確な数字でなくても、課題から見えてくる方針などを事務局へお伝えして反映させていただくということによろしいでしょうか。ほか、ご質問やご意見ございませんでしょうか。</p> <p>90ページのサービスの利用状況のところ、放課後等デイサービスの見込量</p>

	<p>に対しての3年間の実績値がかなり増加しているのですが、この辺りは、当初計画していた見込とかニーズとかなりかけ離れていたという評価になるのでしょうか。</p>
(事務局)	<p>見込量は前計画の実績値から出していたと思うのですが、児童発達支援や放課後デイサービスが特にここ数年で市内での事業所が増加しているところがありますので、実績値が見込量を大幅に上回っているのはそういうことかなと考えておりますが、明智委員さんはどのようにお考えでしょうか。</p>
(委員)	<p>児童の連絡会などでも、新規の事業者が増えている様子です。また、いろいろな事業所を併用しているお子さんが多くいらっしゃる印象があります。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。では、そういった実態や状況に合わせて次の計画に反映させていくということですね。</p> <p>他にご質問等ございませんか。無いようでしたら、議題(1)については以上で終わりたいと思います。今後、皆様からのご意見よろしくお願ひします。各部会や連絡会からのご意見は、直接各部会もしくは委員さんから事務局へ連絡するというところでよろしいですか。</p>
(事務局)	<p>今日いただいたご意見や、部会からのご意見、ぎょうせいさんからの推計値などを反映したものを委員さんには文書の形でお届けして見ていただいて、ご意見を直接事務局にいただくようになるかと思ひます。各部会の状況についても、それぞれの部会に地域福祉課から担当者が参加しておりますので、その担当者を通じてでもかまいませんし、直接事務局にいただいてもかまいませんのでお知らせいただけたらと思ひます。</p>
(議長)	<p>ありがとうございます。では、よろしくお願ひします。それでは議題(2)になりますが、その他についてありましたらお願ひします。</p>
(事務局)	<p>第7回よいよHAPPYな作品展を、イオンモール新居浜のイオンホールで、12月の障害者週間に合わせて開催します。前回の協議会でもお知らせいたしましたが、開催予定で進めております。12月5日(土)から12月7日(月)までの3日間、10時から17時まで、最終日は15時までとなっております。今のところ開催予定で動いておりますので、お近くに寄った際には足を運んでいただけたらと思ひますのでよろしくお願ひいたします。</p>
(議長)	<p>その他委員の皆様からありましたらお願ひします。</p> <p>無いようでしたらこれを持ちまして本日の自立支援協議会を終了いたします。</p>

本日はお忙しい中ありがとうございました。